

# 入 札 説 明 書

令和7年度 福岡県住宅供給公社  
賃貸住宅 北九州地区 消防設備保守点検等業務委託

福岡県住宅供給公社

# 入札説明書

福岡県住宅供給公社が発注する令和7年度 福岡県住宅供給公社 賃貸住宅 北九州地区 消防設備保守点検等業務委託（一般競争入札）に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 公告日

令和7年1月28日

## 2 担当部署

### (1) 入札手続に関すること

〒810-8538 福岡市中央区天神5丁目3番1号（須崎ビル3階）

福岡県住宅供給公社総務部総務企画課

電話番号 092-781-8016

ファクシミリ 092-781-8130

### (2) 業務に関すること

〒810-8538 福岡市中央区天神5丁目3番1号（須崎ビル3階）

福岡県住宅供給公社建設事業部保全事業課

電話番号 092-781-8019

ファクシミリ 092-781-8540

## 3 業務内容等

### 仕様書のとおり

(1) 業務名 令和7年度 福岡県住宅供給公社 賃貸住宅 北九州地区 消防設備保守点検等業務委託

(2) 業務概要 消防用設備保守点検等

- ・点検業務（年2回の点検実施）
- ・緊急対応（故障などの緊急時対応）
- ・その他（不具合箇所の補修）

## 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

（1年契約とし、最長3年まで更新）

5 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

消防施設工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年12月福岡県告示第805号）」に定める資格を得ている者（令和6年度福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）登載者）。

6 入札参加条件（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の

## 2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和7年2月12日（水）現在において、次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても、同条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中及び福岡県住宅供給公社建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成20年3月27日公社要綱第17号）に基づく指名停止期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。
- (3) 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中及び福岡県住宅供給公社建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成20年3月27日公社要綱第17号）に基づく措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく入札参加資格者名簿の登載者を除く。）。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を有して営業年数が2年以上あること。
- (6) 直近の経営事項審査の有効期間内（審査基準日から1年7か月以内）であること。
- (7) 建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち、主たる営業所を北九州県土整備事務所管内（宗像支所を除く）又は京築県土整備事務所管内の市町村内に有すること。
- (8) 消防施設工事業について、入札参加資格者名簿の業者等級別格付がA、B又はCであること。
- (9) 次のいずれかの工事若しくは整備又は点検を施行した実績を有すること（ア又はイについては、元請及び下請を問わない。また、共同企業体による施行については、出資割合が20%以上の工事、整備又は業務に限る。）。
  - ア 平成21年度以降に行った建築物の消防用設備等の工事又は整備（契約額が200万円以上の工事又は整備に限る。）
  - イ 平成21年度以降に行った建築物の消防用設備等の点検（契約額が200万円以上の点検に限る。なお、同一年度であれば複数の契約の合算は可。）
  - ウ 平成29年度以降に元請として行った福岡県住宅供給公社が管理する建築物の消防用設備等の点検
- (10) 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく甲種消防設備士又は乙種消防設備士を有すること。

## 7 契約条項等を示す場所及び日時

本件業務に係る業務委託契約書案、仕様書等の配付を2の（1）の部局で行う。配付期間は、令和7年1月28日（火）から令和7年3月17日（月）までの毎日（ただし、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に定める国民の祝日(以下「本社の休日」という。))を除く。)、午前9時00分から午後5時00分までとする。

- (1) 仕様書、図面等については、次の利用条件を遵守すること。
  - ア 図面等については、本業務の入札参加を目的とする以外一切の利用を禁止すること。
  - イ 当該データ漏洩が生じることのないよう、責任を持ってデータ管理を徹底すること。
  - ウ 当該データは入札(令和7年3月17日)後、速やかに削除し、破棄すること。

## 8 仕様書に関する質問及び回答

- (1) 質問書の受付  
仕様書に対する質問がある場合には、次のとおり書面により提出すること。  
なお、書面は下記の受付場所へ持参、郵送又はファクシミリ送信により行うものとする。また、ファクシミリ送信による提出の場合は、必ず着信確認をすること。
- (2) 受付場所  
2の(2)の部局とする。
- (3) 受付期間  
令和7年1月29日(水)から令和7年3月6日(木)までの本社の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (4) 質問書に対する回答  
質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。また、入札参加資格者(閲覧開始時に入札辞退届を提出している者を除く。)には、閲覧の開始日に回答をファクシミリ送信する。
  - ア 閲覧場所  
2の(2)の部局とする。
  - イ 閲覧期間  
令和7年3月10日(月)から令和7年3月17日(月)までの本社の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで  
上記は仕様書に対する質問であり、仕様書以外の質問は受け付けない。

## 9 入札参加申込みの受付

- (1) 申込受付期間  
令和7年1月29日(水)から令和7年2月12日(水)までの本社の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時00分まで  
なお、事前に2の(1)の部局に電話で連絡すること。
- (2) 受付場所  
2の(1)の部局とする。
- (3) 提出書類

- ア 入札参加申込確認票【様式第8号】
- イ 入札参加申込書【様式第1号の1】
- ウ 建設業許可通知書（写し）【見本1】
- エ 令和6年度入札参加資格審査申請書の受理票（写し）【見本2】（令和5年度受付のもの）
- オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（写し）【見本3】（最新のもの）
- カ 工事施工実績等調書【様式第2号】
- キ （実績工事に係る請負契約書の写し、実績工事がJVの場合は共同企業体協定書の写し、設計図書の写し、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写し等を添付すること）
- ク 消防設備士免状の写し

(4) その他

- ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は、本公社において無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は、返却しない。
- エ 提出書類は、2の(1)部局へ事前に連絡の上持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## 10 入札参加確認通知

入札参加の可否は、令和7年2月27日（木）に入札参加確認通知書により通知する。

## 11 入札参加ができないと決定した者に対する理由の説明

- (1) 入札参加ができないと決定された者は、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和7年2月28日（金）から令和7年3月6日（木）までに、書面で行わなければならない。
- (3) 書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (4) 説明を求められたときは、令和7年3月13日（木）に説明を求めた者に対し書面により回答する。
- (5) (2)の書面の提出先は次のとおりとする。

福岡県住宅供給公社総務部総務企画課（電話番号：092-781-8016）

## 12 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

- (1) 日時  
令和7年3月17日（月） 午後2時00分
- (2) 場所  
福岡市中央区天神5丁目3番1号 福岡県住宅供給公社 B会議室
- (3) 入札書の提出方法  
(1)の日時に直接持参するものとする。

## 13 開札の日時及び場所

入札後、直ちに12の(2)の場所において行う。

## 14 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を入札日の13時40分までに2の(1)の部局に納付又は提供すること。見積金額とは、税込みの契約希望額(入札書記載金額の100分の110に相当する金額)とする。ただし、公社を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合は入札保証金の納付が免除される。なお、保険期間は開札の日から11日間とする。

## 15 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 保険会社と工事履行保証契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、当該保険会社が保証証書を提出する場合

## 16 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札説明書及び入札心得等(入札参加確認通知時交付)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明しない入札
- (5) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (6) 金額の訂正をした入札書による入札
- (7) 入札保証金が14に規定する金額に達しない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者(入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 17 最低制限価格の有無

無

## 18 予定価格及び最低制限価格の事前公表の有無

無

## 19 落札者の決定の方法

予定価格以下の価格で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。予定価格以下の価格で同価格での入札者が複数の場合は、くじにより落札者を決定するものとする。  
落札者の決定は、原則として開札日に行うものとする。

## 20 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他

公社の情報を漏らしてはならない。

(3) 契約書作成の要否

要

- (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、その他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (5) 落札者は、契約の締結にあたって、業務委託契約書第19条の2第1項各号に該当しないこと及びこれに該当する者を下請負人とししないこと等について誓約する誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。